

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律 修正の概要

一 1箇月時間外在校等時間の削減に関する措置の新設 【改正法附則第3条関係】

- 1 政府は、令和11年度までに、公立の義務教育諸学校等の教育職員について、1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標とし、次の措置を講ずるものとする。
 - ① 教育職員1人当たりの担当する授業時数を削減すること
 - ② 教育課程の編成の在り方について検討を行うこと
 - ③ 公立の義務教育諸学校等の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（義務標準法）に規定する教職員定数の標準を改定すること
 - ④ 教育職員以外の学校の教育活動を支援する人材を増員すること
 - ⑤ 不当な要求等を行う保護者等への対応について支援を行うこと
 - ⑥ 部活動の地域における展開等を円滑に進めるための財政的な援助を行うこと
 - ⑦ ①～⑥のほか、教育職員の業務の量の削減のために必要な措置
- 2 「1箇月時間外在校等時間」とは、①の時間から②の時間を除いた時間として公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）第7条第1項に規定する指針（上限指針）で定める時間をいう。
 - ① 1箇月の学校の教育活動に関する業務を行っている時間として外形上把握することができる時間
 - ② 給特法第6条第3項各号に掲げる日（祝日法による休日や年末年始の休日等をいい、代休日が指定された場合における同項各号に掲げる日を除く。）以外の日における正規の勤務時間

二 公立の中学校における35人学級の実現に関する措置の新設 【改正法附則第4条関係】

政府は、公立の中学校の学級編制の標準を令和8年度から35人に引き下げるよう、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

三 教育職員の業務の管理の実効性の向上のための措置に関する検討条項の新設 【改正法附則第5条関係】

政府は、公立の義務教育諸学校等において、その学校全体の教育職員の仕事と生活の調和を実現する上で、学校の管理職員が重要な役割を果たすことに鑑み、学校の管理職員及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の服務を監督する教育委員会による、当該教育職員がそれぞれ担当する業務についての見直しに係る措置その他の当該教育職員の業務の管理の実効性の向上のための措置について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

四 その他 【改正法附則第6条関係】

公立の義務教育諸学校等（幼稚園を除く。）の教育職員の勤務条件の更なる改善のための措置に関する検討条項（改正法附則第6条）について、当該教育職員の勤務の状況について調査を行う旨を規定するものとする。